

被 催 告 人 殿

昭和七年八月十三日催告人ヨリ被催告人ニ対シテ頭ヲ以テ通告ニタル被催告人ノ催告人ヨリ支給ニタル既未ノ総額ヲ昭和七年八月十四日ヨリ支給額ノ各七割ニ減額ヲ請求ニタル被催告人ハ之ヲ拒絶シ既未ノ支給額ヲ固持シ且シ其ノ他ノ新増要求アリタルモ且下ノ催告人ノ経営スル昭和七年八月十三日以前ノ収入ハ到底之レヲ容ル能ハザルニ付催告人ハ更ニ左ノ諸項ヲ被催告人ニ催告スルモノナリ

催告事項

一 既未ノ支給額ノ七割ニ減額スルコト

二 前項ノ減額ハ昭和七年八月十四日ヨリ為ス

三 右各項ヲ承認シ既未ノ既未ノ雇用関係ヲ希望スル場合ハ其旨 昭和七年八月十三日迄ニ催告人オモコ頭又ハ書面ニ依リ回答ヲナスベク其ノ回答ナキ者ニ対シテハ昭和七年八月二十二日限リ催告人トノ雇用関係ヲ解除ス

四 南被催告人ハ右催告事項ノ承認ヲ為スト否トニ不拘 昭和七年八月十三日以前占據セル昭和七年八月十九日

昭和七年八月十九日

芳秋第二九四一號

昭和七年九月十四日

警視總監

藤沼

在平

内務大臣 山本 達 雄 殿
社 會 局 長 官 殿

活動常設昭和館労働争議ニ関スル件

(第三報「解決」)

要旨

- (1) 九月五日午後、同前職業以來事業主ノ態度ニ変更解決ニ努カス
- (2) 各議團員ハ行商利益ニ依リ維持ス
- (3) 九月九日午後、依リ假賞書ヲ交換解決ス

標記労働争議ニ関シテハ屢報ノ通ニシテ其後所轄愛戸警察署ノ幹
旋ニ依リ九月九日解決セリ其状況左記ノ通

一 経 過 記

7. 9. 17
274